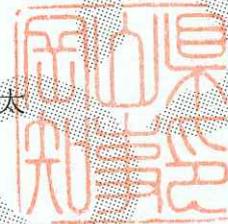


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番24号新大阪第一生命ビル13F
名称 株式会社ジェイアール西日本マルニックス
代表取締役 福嶋 圭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和3年11月17日

許可の有効年月日 令和8年10月11日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成23年10月12日 新規許可
令和3年11月17日 更新許可
令和5年7月5日 変更届（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無																																																																																																																																																																																																																															
	取り扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類																																																																																																																																																																																																																																
			取り扱う品目	限定がある場合 その内容																																																																																																																																																																																																																															
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	-		-																																																																																																																																																																																																																																
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○	廃バッテリーに封入されたものに限る。	-																																																																																																																																																																																																																																
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○	廃バッテリーに封入されたものに限る。	-																																																																																																																																																																																																																																
4 感染性産業廃棄物	-		-																																																																																																																																																																																																																																
5 廃PCB等	○	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。	-																																																																																																																																																																																																																																
6 PCB汚染物	○	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。	-																																																																																																																																																																																																																																
7 PCB処理物	-		-																																																																																																																																																																																																																																
8 廃水銀等	-		-																																																																																																																																																																																																																																
9 廃石綿等	-		-																																																																																																																																																																																																																																
10 廃PCB等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>取り扱う品目</th> <th>積替え・保管を許可する品目</th> <th>限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)</th> <th>水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物</th> <th>鉛又はその化合物 カドミウム又はその化合物</th> <th>有機燐化合物</th> <th>六価クロム化合物</th> <th>砒素又はその化合物</th> <th>シアン化合物</th> <th>PCB</th> <th>トリクロロエチレン</th> <th>テトラクロロエチレン</th> <th>ジクロロメタン</th> <th>四塩化炭素</th> <th>1,2-ジクロロエタン</th> <th>1,1-ジクロロエチレン</th> <th>ジクロロプロペン</th> <th>1,2-トリクロロエタン</th> <th>1,1,1-トリクロロエタン</th> <th>シス-1,2-ジクロロエチレン</th> <th>1,2-ジクロロプロペン</th> <th>チオベンカルブ</th> <th>ベンゼン</th> <th>セレン又はその化合物</th> <th>1,4-ジオキサソ</th> <th>ダイオキシソ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃え殻</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>廃酸</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>廃アルカリ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>鉱さい</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>				廃棄物の種類	取り扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	鉛又はその化合物 カドミウム又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	ジクロロプロペン	1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロペン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1,4-ジオキサソ	ダイオキシソ	燃え殻	-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	廃油	-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	廃酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉱さい	-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	ばいじん	-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
廃棄物の種類	取り扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	鉛又はその化合物 カドミウム又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	ジクロロプロペン	1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロペン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1,4-ジオキサソ	ダイオキシソ																																																																																																																																																																																																									
燃え殻	-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																								
汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																								
廃油	-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																								
廃酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																								
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																								
鉱さい	-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																								
ばいじん	-	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																								

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。